

## 議案第40号

【保健福祉支援部高齢者支援課】

### 港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法施行規則」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

#### 【省令改正の背景】

令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会※が必要と認める場合において、柔軟な職員配置を可能とする省令改正が行われました。

※地域包括支援センター運営協議会とは、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、学識経験者、医療関係者並びに権利擁護事業及び高齢者相談事業を担う関係者等から構成され、センターの事業内容の評価や職員の確保等について協議を行う組織です。

#### 【条例改正の内容】

条例で引用している「介護保険法施行規則」の条項番号を変更します。

#### 【施行期日】

公布の日